

別表-1 ゴム防舷材耐久性審査証明(新規/更新)申請書に添付する資料一覧

更新時にはゴム配合や物性の変化が耐久性に悪影響がないことを証明する。

この審査に2か月・証明できなかった場合の再試験に10か月かかると考えて、更新審査資料は、有効期限の1年以上前に提出することとする。

別表-1				
項目	摘要(記載内容)		新規書類	更新書類
1. ゴム防舷材名称	(基本構造) (商品名称)		申請書様式-1	申請書様式-4
2. 申請者			申請書様式-1	申請書様式-4
3. 耐久性	3-1	・認証機関による繰返し圧縮試験証明書 (認証機関証明書の写し: 認証機関名称、所在地、試験実施時期-申請日より過去1年以内・更新時の場合は更新期限の2年以内-等が確認できるもの)	○	△
	3-2	・繰返し圧縮試験が適切に実施されたことを示す資料(試験実施概要書及び試験記録値一覧表等、品質証明のプロセスが確認できる資料) ・時間と変位のグラフ、採取できる場合は時間と反力及び変位と反力のグラフ、またビデオの連続撮影データ等も可能であれば提出する ・FEM等で歪みが大きい部分にクラックがないことを示す写真などの記録	○	△
	3-3	・繰返し圧縮試験前後の性能試験成績証明書(認証機関等が、申請日より過去1年以内・更新時の場合は更新期限の2年以内に発行したもの) ・ゴム防舷材耐久性試験 供試体別試験結果報告書 ・測定時の時間と変位と反力の生データ添付	○	△
	3-4	・物理試験(共通仕様書第1編第2章第13節2-13-1)成績証明書(認証機関等が、申請日より過去1年以内に発行したもの) ・表面を覆う外皮ゴムと性能を支配する本体ゴムが分かれている場合は、それぞれで試験を行う	○	○
	3-5	・耐久性試験実施時から4回目の更新(12年経過)時以内には必ず耐久性試験を実施する。更新期限の3年以内のデータとする ・この場合は硬いゴム質だけの耐久性試験を実施し証明書等必要資料を提出する	×	△
4. ゴム物性の安定性	4-1	・新規では、これまでに納入した製品、更新時は直近3年間の製品の反力(必要エネルギー吸収時点と設計ひずみ)のヒストグラムとCpkとこれまでのデータの推移も示し傾向を示す ・各ゴム種で示すのだが、サイズの違いでも分布が異なる場合は分けて良い。また、統計的に意味がある場合はゴム質を合わせて統計処理してもよい ・製造が少なく統計データとりにくい場合は、個別の全データを示す	△	○
	4-2	・耐久性試験実施時は今後の比較対象となるゴム物性の過去の統計データを示す資料。(基礎資料) ・新規の時点でゴム物性の十分な統計値がない場合は、新規から最初の更新までの統計値を基礎資料とするが、新規耐久性試験実施時と更新期間で物性が変化していないことは示さなければならない ・更新時は、外皮ゴム及び本体ゴムの基礎資料と直近3年のゴムの破断伸びと100%モジュラス等の(自社で重要な)弾性係数と硬度の平均値が統計的な差を示す資料 ・物量が十分に出ていないため統計量が算出できない場合は補助資料として他のゴム質のデータを活用して検討を進めること	△	○
	4-3	・更新時ゴム配合等の変更の有無や物性の変化の有無を報告する。性能や物性の統計値や化学的手法等で変化の有無を説明する ・変更や変化がある場合はその理由及び化学的変更点を説明し、耐久性に与える影響への懸念がないことを技術的に証明する。	×	○
	4-4	・更新時に4-1~4-2の統計データで差がないことを証明するのが難しい場合は、化学的手法によってゴムの組成に差がないことを示してもよい ・新規では今後の比較のため化学データを提出してもよい	△	△
5. 供給の安定性	5-1	・製造会社情報(登録簿謄本、定款等を添付する) ・資本金・従業員数等の資料	○	△
	5-2	・会社の規模・防舷材事業の規模を示す資料 ・会社(連結・単独)の売り上げと利益の推移、防舷材関連商品の国内・海外の各売り上げの推移を示す資料、売り上げなどが公表できない場合は、何らかの事業規模を示す資料	○	○
	5-3	・会社・工場の沿革 ・本社・事業所・工場の所在地及び規模等が確認できる資料 ・会社・工場の今日までの歴史を確認できる資料(本業や防舷材事業の歴史、他事業の事業買収や売却及び撤退なども含む)	○	○
	5-4	・工場のISO9001・14001認証書、附属書、直近の更新審査記録(指摘があった場合は改善報告書も含む) また、JISマーク表示許可認証もある場合は提出	○	○
	5-5	・主要生産設備と試験設備 ・主要生産設備と試験設備を確認できる資料 ・設備の維持管理状況、試験機器の校正の状況(※:ISO9001取得法人は免除)	○	△
	5-6	・生産量 ・過去3年間の防舷材生産の国内と海外別の各年のゴム重量 ・過去3年間の型毎の防舷材生産の各年のゴム重量	○	○
	5-7	・組織 ・防舷材関連の製造・品質管理・品質保証・設計開発・技術・材料・営業等の組織図 ・製造及び検査関連資格者数並びに責任者を記載した資料(※:ISO9001取得法人は免除)	○	○
	5-8	・製造管理 ・製造方法、製造工程、製造管理のフローチャート ・上記をトレースできる資料(※:ISO9001取得法人は免除)	○	○
	5-9	・耐久性に関する品質管理の体制 ・品質保証体系図 ・社内基準、審査機関、決裁者、責任者、責任者の権限の資料(※:ISO9001取得法人は免除)	○	○
	5-10	・過去3年間における「不適合品」及び「クレーム」の発生状況及び処理状況を示す書類 ・「不適合品」及び「クレーム」の発生状況及び処理状況及び再発防止策 ・COPQ(Cost of poor quality)関連データ	○	○
	5-11	・輸送及び保管に関する社内規定を確認できる資料	○	△
5-12	・輸送及び保管責任者を示す資料(輸送及び保管管理責任者の明示)(※:ISO9001取得法人は免除)	○	△	
5-13	・輸送及び保管の管理箇所、管理項目、管理方法及び検査方法をトレースできる資料(※:ISO9001取得法人は免除)	○	△	
5-14	・輸送及び製品の管理を外注者を取り決めている場合、それらの管理体制を図示したもの(輸送及び製品管理責任者の明示)(※:ISO9001取得法人は免除)	○	△	

注1) 更新申請に際し、○印の資料は必須です。△印の資料は、前回の申請時と変更が生じた場合、該当事項に記載する資料を提出して下さい。-印の資料は提出の必要ありません。

注2) 当該資料に係るISO9001に基づき認証法人で、その審査登録証等の写しを添付する場合は、※印の事項の記載及び添付資料は省略してください。